

がいようぼん  
〈概要版〉

たぶんかきょうせい  
あいち多文化共生

すいしんぷらん  
推進プラン

2013-2017



い かがや つく  
ともに生き、ともに輝き、ともに創る

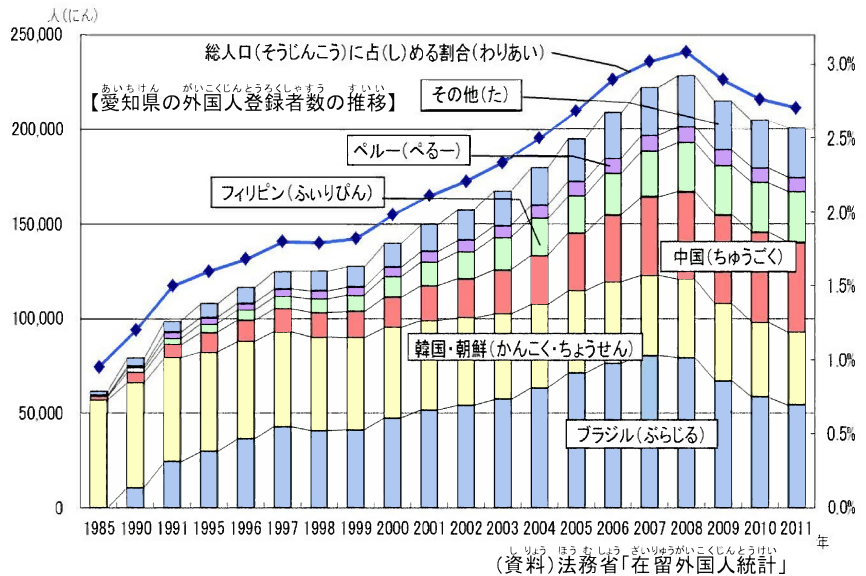
けいかくきかん  
計画期間

2013(平成25)年度～2017(平成29)年度



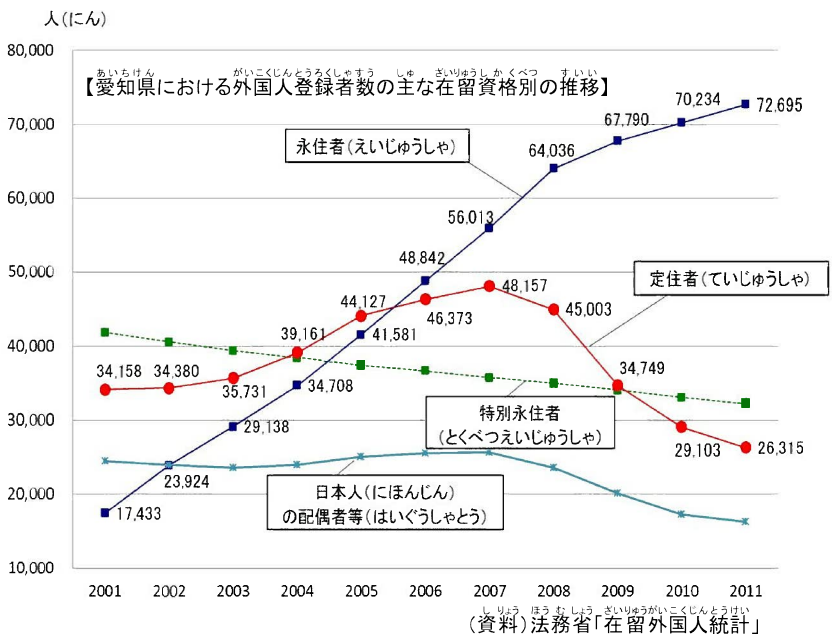
## プラン策定の背景

- ◆2008年3月に「あいち多文化共生推進プラン」を策定しましたが、その後、リーマンショックや東日本大震災により、外国人県民を取り巻く環境は厳しくなり、外国人県民数は減少しました。
- ◆しかし、「永住者」の在留資格を取得する者の増加傾向が続いており、永住志向の強い外国人県民が増えてきています。
- ◆また、国籍や年齢、居住地など様々な面から外国人県民の状況は多様化してきています。



## プラン策定の趣旨

- ◆多様化や永住化の傾向が強くなっており、それに伴う新たな課題が出てきています。
- ◆行政の施策やNPOの活動により状況は改善されつつあるものの、依然として残っている課題もあり、特に、教育・労働などの生活環境の整備は急がなければなりません。
- ◆学生や外国人自身も多文化共生の担い手として大いに期待できる状況になってきました。
- ◆こうした新しい担い手とともに、課題に対応するだけでなく、地域の発展や暮らしやすい社会づくりに資する施策を計画的かつ総合的に推進していくことが必要です。



## プランの性格

- ◆県の基本的な考え方や役割を明確にした指針
- ◆県と(公財)愛知県国際交流協会が実施する推進施策を具体的かつ体系的に掲げた中期行動計画
- ◆国、県、市町村、県民、NPO、企業、大学など様々な活動主体の役割を明確にするもの

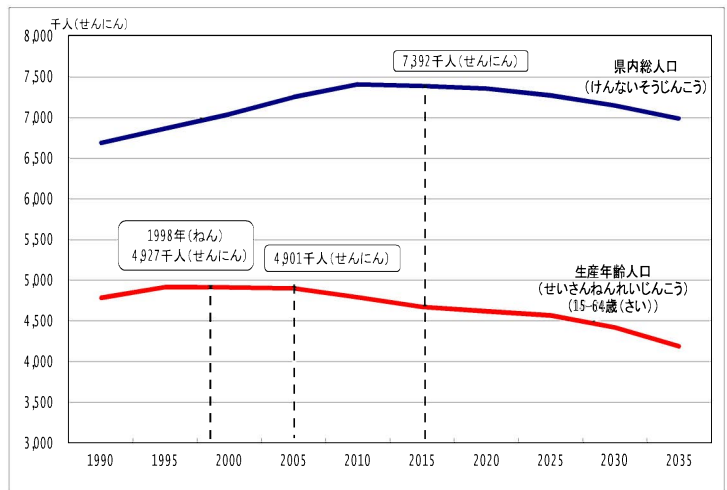
## プランの策定方法

- ◆「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議」の設置(学識経験者等9名)
- ◆「外国人県民あいち会議」での検討(公募による県内在住外国人11名)
- ◆外国人県民への意識調査等の実施
- ◆パブリックコメントなど

## 多文化共生推進の必要性

- ◆ 外国人県民の多様化や永住化が進展する中、外国人県民を取り巻く課題は複雑で多岐にわたります。
- ◆ 外国人県民も住民基本台帳に登録されるようになるなど、同じ住民として、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい地域づくりを一層押し進める必要性が増しています。
- ◆ 今後、人口減少・超高齢社会が到来する中で、地域の活力を維持するためには、外国人県民を含めたすべての県民が能力を発揮できるような社会づくりが不可欠です。

【愛知県の人口の推移と将来推計】



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(2007年5月)  
愛知県県民生活部統計課「愛知県統計年鑑」

## 多文化共生推進の意義

### 外国人県民の人権保障の推進

多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などのちがいにかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

### 地域の魅力向上と活性化の推進

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、県外や世界の人人々に愛知県を誇ることが出来ます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

### 地域のグローバル化の推進

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。

### 安全で安心なまちづくりの推進

外国人県民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、交通事故や犯罪などの被害に遭わないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進につながります。

### すべての人に暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性やちがいを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

## 【基本目標】

### 多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

\*多文化共生社会とは

「国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会」と定義します。

## 【施策目標及び目指すべき状態】

基本目標を実現するために、次の3つの施策目標を掲げます。

また、本プランでは、多文化共生社会の具体的なイメージを明確にするため、「目指すべき状態」を明示しました。なお、当面5年間では、こうした状態に向けての体制や制度づくりを行い、それが機能し始めている状態を目指していきます。

### 施策目標Ⅰ 誰もが参加する地域づくり

➤ 自らの能力を十分発揮しながら活躍できる環境が整備されている

日本人県民と同じように社会で活躍できるよう、教育、日本語習得などの環境が整っており、複数の文化を理解しているという特長を生かすなど、外国人県民自らの能力を十分に発揮できる環境が整備されています。

➤ 外国人県民も含めた様々な担い手が対等な立場で連携・協働している

行政や様々な分野のNPO、企業、大学、学校、自治会、地域住民などがそれぞれの立場から連携・協働します。また、外国人県民も施策の立案・検討・運営などに関わるなど新たな担い手が多文化共生社会づくりの役割を担っています。

### 施策目標Ⅱ 多文化共生の意識づくり

➤ 外国人県民の人権が尊重され、地域で前向きに受け入れられている

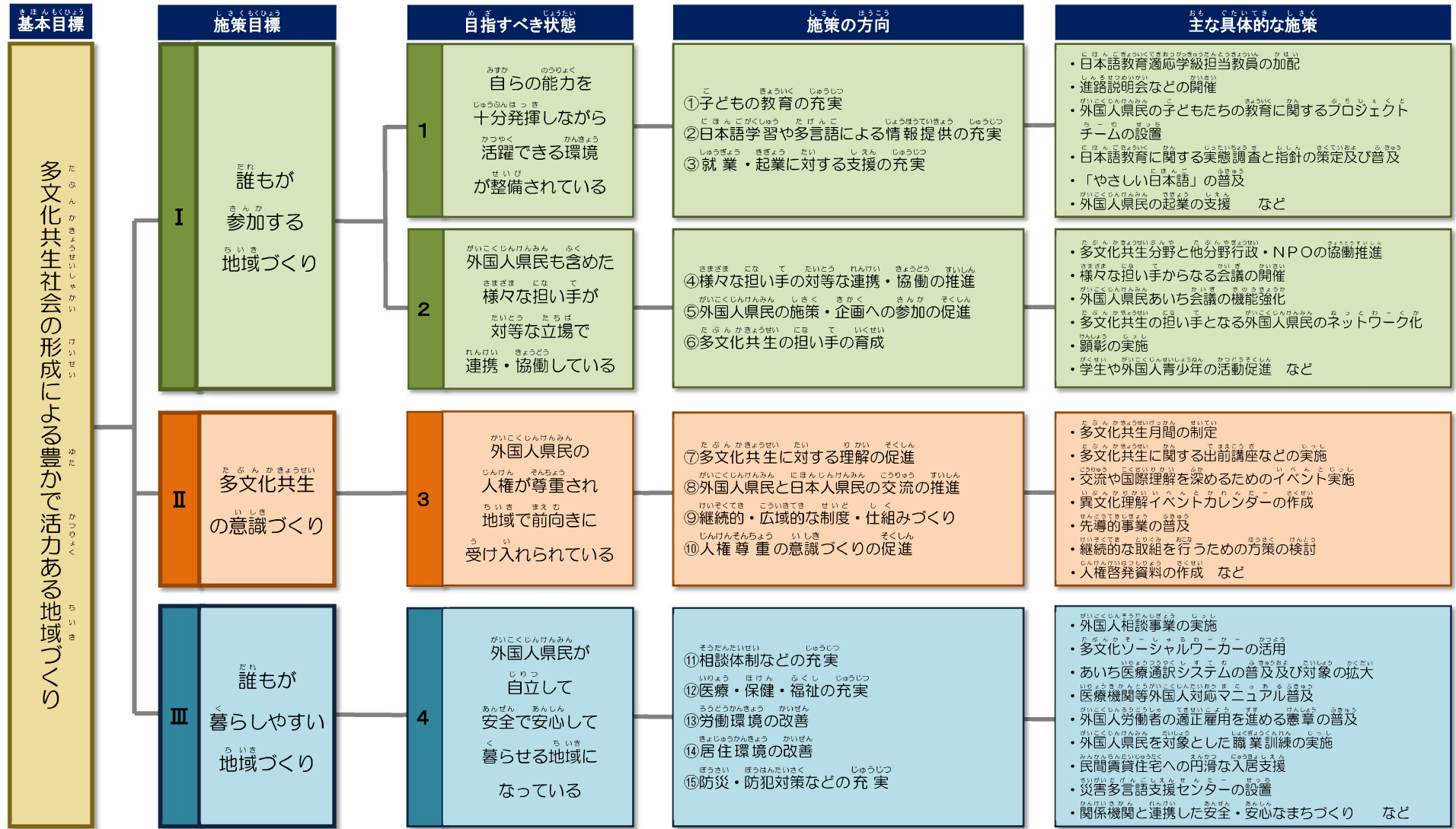
外国人県民の人権の尊重はもとより、多文化共生に対する理解が進み、外国人県民と日本人県民の交流が進んでいます。また、多文化共生に関する継続的・広域的な制度・仕組みづくりが進んでいます。

### 施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

➤ 外国人県民が自立して、安全で安心して暮らせる地域になっている

相談体制や医療・保健・福祉が充実しており、労働や居住の環境も改善されています。また、防災対策や安全で安心なまちづくりが進んでいます。

【プランの体系】



施策のポイント

- ✓子どもの教育の充実 ⇨ 外国人県民の子どもたちが小中学校で教育を受ける機会の確保、就学前や高校・大学進学への支援、学齢を超過した子どもたちへの支援、外国人学校の子どもの教育環境の整備、日本社会で活躍している二世世代と触れ合う機会の増加、教員などに対する多文化共生についての理解促進
- ✓日本語教育の体制整備 ⇨ 日本語教育関係機関・団体の経験やノウハウなどを活用して、日本語教育の体制を推進
- ✓様々な担い手との連携・協働 ⇨ 様々な多文化共生の担い手や福祉・教育・防災などの分野との連携・協働
- ✓外国人県民との協働 ⇨ 外国人県民や外国人自助組織が施策の立案・検討・運営に係わる仕組みづくり、日本の大学で教育を受けるなど日本で育った外国人青少年の多文化共生の担い手としての育成
- ✓多様性への理解の促進 ⇨ 県民一人ひとりの多文化共生に対する理解と認識の促進、全ての国籍や民族に対する理解の促進と交流
- ✓外国人県民も安心して生活できる社会づくり ⇨ 社会的に弱い立場にならないようするための就労環境の改善や就労支援、医療・保健・福祉の充実、防災・防犯対策の推進

じゅうてんしきさく  
 《重点施策》

施	策	目標とする 状態	主な関係部局・ 団体など
1	関係部局からなるプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施します	プロジェクト チーム設置	地域振興部、県民生活部、 教育委員会など
2	専門機関などと連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定し、普及していきます	指針策定	地域振興部、(社)日本語教育 学会、国際交流協会、日本語 教室、企業、外国人県民など
3	協働ロードマップに沿って、多文化共生分野と他分野の行政及びNPOとの協働を推進します	協働ロード マップに沿って 推進	地域振興部、県民生活部、 防災局、健康福祉部、産業 労働部、教育委員会、(公財) 愛知県国際交流協会、NPO など
4	「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営などに関わる場となるよう機能を強化します	機能強化	地域振興部、外国人県民
5	学生の多文化共生に関する活動や外国人青少年の社会貢献活動を促進します	交流会などの 開催	地域振興部、大学、学生、 外国人青少年など
6	多文化共生月間を制定します	制定	地域振興部、関係部局、市町 村、国際交流協会、NPO、 企業、大学、県民など
7	あいち医療通訳システムの普及を図り、その対象を福祉分野へも拡大します	福祉分野への 拡大	地域振興部、健康福祉部、 市町村など
8	企業の社会的責任を果たすため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適心を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者の適正雇用を推進します	セミナー開催	地域振興部、企業など
9	大地震などの災害が発生した場合に、災害多言語支援センターを設置します	協定締結	地域振興部、(公財)愛知県 国際交流協会など
10	地元自治体や自治会などの関係機関と連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進します	連携会議開催	地域振興部、防災局、警察 本部、市町村、自治会など

## 多文化共生推進主体の役割の明確化

主 体	役 割
国	外国人施策の着実な実施、中長期的な外国人受入方針の策定、自治体に対する十分な財源措置など
愛知 県	広域的な施策・先導的な取組の実施、外国人県民を含む様々な主体との連携・協働の推進、国への要望など
市 町 村	日常生活に関する行政サービスの向上、行政サービスや履行すべき義務などに関する情報提供の充実など
国際交流協会	地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな取組の推進、様々な主体間のネットワーク化など
NPOなどの団体	地域のニーズを的確に把握した活動、外国人県民の積極的な参加促進を図りながらの多様な活動など
企業 業	日本語の習得など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組の推進、社会的責任の認識など
県 民	<日本人県民> 外国人県民に対する地域づくりの担い手としての理解、交流の促進など <外国人県民> 日本語の習得、日本の文化や生活習慣の理解、地域活動への参加など。また、外国人県民に対して日本の文化や制度などを伝えること、日本人県民に対して外国人県民の考え方などを伝えること、日本人と外国人／外国人同士をつなぐ役割など
大 学	行政・NPOへの支援、県民などへの啓発、学生による多文化共生に関する活動、人材育成など
学 校 (小・中学校、高等学校)	多文化共生社会づくりの拠点、外国人児童生徒への学習支援や適切な進路指導など

## 多文化共生推進主体の連携・協働の強化

- 関係部署・機関やNPOなどの団体の横断的な連携・協働の推進
- 「多文化共生推進協議会（外国人が多数居住している7県1市で構成）」の積極的な活動

## プランの進行管理と適切な見直し

- プランに掲げる施策の実施状況について第三者による評価を受け、毎年度公表
- プランの実施状況、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、適時かつ適切に、プランの内容を見直し

2013年3月

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6138（ダイヤルイン） FAX：052-951-2590

E-mail: tabunka@prefaich.jp http://www.prefaich.jp/kokusai/tabunka.html